今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付要綱を別紙のとおり定める。

令和4年4月1日

今治市長 徳 永 繁 樹

今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、研究開発を行う製造業、情報サービス業等の誘致を促進するため、市内で新たに事業場を開設する者に対し、予算の範囲内で今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、今治市補助金等交付規則(平成17年今治市規則第53号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) サテライトオフィス等とは、市内に事業場を設置していない事業者が市内に新たに 設置する遠隔勤務のためのオフィスをいう。
 - (2) 新規雇用常用労働者とは、この要綱により補助金の交付を受ける事業(以下「補助対象事業」という。)の実施に従ってサテライトオフィス等に新たに採用され、継続して常時雇用される労働者(補助対象事業を行う者の従業員であって、補助対象事業の実施に伴い市外から新たに転入する者を含む。)をいう。

(補助対象事業)

- 第3条 補助対象事業は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準 として総務大臣が告示した日本標準産業分類に掲げる事業のうち次に掲げるものを行う者 (法人に限る。)が、市内において事業場の用に供する建物(設備を含む。以下同じ。) を新たに借り受け、サテライトオフィス等の開設及び継続に必要な整備を行う事業とする。
 - (1) 製造業(主として研究開発を行うものに限る。)
 - (2) 情報サービス業
 - (3) インターネット附随サービス業
 - (4)映像・音声・文字情報制作業(専ら情報通信の技術を利用する方法により行うものに限る。)
 - (5) 学術・開発研究機関
 - (6) 広告業(専ら情報通信の技術を利用する方法により行うものに限る。)
 - (7) デザイン業 (専ら情報通信の技術を利用する方法により行うものに限る。)
 - (8) コールセンター業
 - 2 前項の補助対象事業は、当該年度末までに完了しなければならない。ただし、市長が

やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(補助対象事業者)

- 第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は今治市外に主 たる事業場を有し、新たに今治市内にサテライトオフィス等を開設する者で、次に掲げる 要件をいずれも満たす者とする。
 - (1) サテライトオフィス等に勤務する新規雇用常用労働者を1人以上雇用すること。
 - (2) サテライトオフィス等の開設後、3年以上は事業が継続される予定であること。
 - (3) サテライトオフィス等には常時勤務する者が配置されること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は補助金の交付の対象としない。
 - (1) 事業場等の設置者及び事業場等に勤務する者が、今治市暴力団排除条例(平成22年 今治市条例第50号)に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する場 合
 - (2) 暴力団員がその事業活動を支配する場合
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、その事業の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するお それがある場合その他補助金を交付することが不適当と認められる場合

(補助対象経費等)

- 第5条 補助金は、交付申請に係る事業場において事業を開始した日が属する年度(市の会計年度をいう。以下同じ。)並びに当該年度の翌年度及び翌々年度において、各年度につき1回に限り交付するものとする。
- 2 補助金の額は、交付申請に係る事業場における次に掲げる経費(当該事業場における事業を開始した日の属する年度の翌年度及び翌々年度においては、第4号から第6号までに掲げる経費)のうち市長が適当と認めるものの額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)に3分の1を乗じて得た額の総額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)又は100万円(第3条第2項ただし書の規定により、開設に係る経費が翌年度以降に生じる場合は、当該年度に生じる経費との合計額とする。)のいずれか低い額とする。
 - (1) 事業場の内装の改修に要する経費
 - (2)情報通信システムの導入に要する経費
 - (3) 研究開発に資する機器の購入に要する経費
 - (4) 事業場の用に供する建物の賃借に要する経費(敷金、礼金、共益費等は除く。)
 - (5) 通信回線の使用に要する経費
 - (6)情報通信システムの保守及び使用に要する経費

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付申請を行おうとする補助対象事業者は、事業場の開設に係る行為に着 手しようとする日の30日前まで(継続に係る補助金である場合は、事業開始年度の前年度 の3月1日まで)に、今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付申請書(別 記様式第1号)及び誓約書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し なければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 労働者の雇入れに関する計画書
 - (3) 経費の明細を記載した書類
 - (4) 法人の登記事項証明書(継続に係る補助金の場合は除く。)
 - (5) 定款又は寄附行為(継続に係る補助金の場合は除く。)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による交付決定(以下「交付決定」という。)をする場合において は、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、条件を付することができ る。

(交付決定)

- 第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、 適当と認めるときは、今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付決定通知書 (別記様式第3号)により、速やかにその旨を申請者に通知する。
- 2 市長は、適当と認められないときは、今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助 金不交付決定通知書(別記様式第4号)により、速やかにその旨を申請者に通知する。 (申請の撤回)
- 第8条 補助対象事業者は、交付申請後に申請を撤回しようとするときは、遅滞なく今治市 サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付申請撤回届出書(別記様式第5号)を市 長に提出しなければならない。
- 2 市長は、第7条の規定により交付決定の通知をする場合において、補助対象事業者が交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知する。
- 3 補助対象事業者から申請の撤回があった場合は、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の内容変更又は遅延の報告等)

第9条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ今治市サテ

ライトオフィス等誘致促進事業費補助金変更承認申請書(別記様式第6号)を市長に提出 し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業者の名称、所在地又は代表者を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を行う施設の名称を変更しようとするとき。
- (3)補助事業が予定の期間内に完了することができず、補助対象期間を変更しようとするとき。
- (4)補助事業の経費区分ごとの配分額の20%を越える額を変更しようとするとき。
- (5) その他、市長が変更の申請が必要であると判断するとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1項第1号において、登記等が必要な内容については事後 の承認ができるものとする。
- 3 市長は、第1項又は第2項による申請があったときはその内容を審査のうえ、適正と認められるときは、今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金変更承認通知書(別記様式第7号)により通知する。
- 4 市長は、前項の承認にあたり、必要に応じて条件を付し、及びこれを変更することができる。

(事業計画の中止)

第10条 補助対象事業者は、第5条により提出した事業計画に記載したすべての事業を中止 する場合及び補助事業の実施期間内に実施しない場合は、今治市サテライトオフィス等誘 致促進事業費補助金中止届出書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金実績報告書(別記様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 雇用保険加入者一覧表その他の新たに雇用した常用労働者を確認することができる 書類
 - (3) 新規雇用常用労働者の住民票の写し
 - (4) 補助金を受けようとする経費の実施状況等が確認できるもの
 - (5) 補助金に係る経費の支出に関する証拠書類の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、補助金の交付を受けようとする年度ごとに行わなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条により実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告に係る補助事業の 実績結果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであるかを審査し、必 要に応じて第15条に規定する調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、今治市サテラ イトオフィス等誘致促進事業費補助金額確定通知書(別記様式第10号)により、当該補助 対象事業者に速やかに通知する。

(補助金の請求及び支払)

- 第13条 補助対象事業者は、補助金の請求をしようとするときは、今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金請求書(別記様式第11号)を市長に提出しなければならない。 (補助金の概算払)
- 第14条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上、必要と認めたときは、補助 金の全部又は一部を概算払することができる。
- 2 補助対象事業者は、前項に規定する補助金の概算払を受けようとするときは、今治市サ テライトオフィス等誘致促進事業費補助金概算払請求書(別記様式第12号)を市長に提出 しなければならない。
- 3 第1項に規定する概算払を受けた補助対象事業者は、第12条の規定による通知を受けたと きは、速やかに補助金の精算をしなければならない。

(調査及び報告等)

- 第15条 市長は、補助対象事業者に対し、当該申請に係る事業計画、補助事業の進捗状況、 実績結果、補助金に係わる帳簿書類その他の物件等について、立入調査をし、又は報告を 求めることができる。
- 2 市長は、交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助対象 事業者に対し、これらに適合させるために必要な措置をとるべきことを指示することがで きる。
- 3 補助対象事業者は、第1項の規定による報告の求め又は前項の規定による指示を受けた ときは、正当な理由がある場合を除き、これに従わなければならない。

(補助金の経理等)

第16条 補助対象事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定のあった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(他の制度との調整)

第17条 次に掲げる条例又は告示の規定により奨励金、補助金又は補助金の交付を受ける事業については、この要綱の規定は、適用しない。

- (1) 今治市企業立地促進条例(平成18年今治市条例第25号)
- 2 前項に掲げるものを除くほか、当該事業場等に対する国、県又は市の制度に基づく措置 とこの要綱に基づく助成措置とが重複して適用される場合におけるこの要綱の適用につい ては、市長が別に定める。

(交付決定の取消し)

- 第18条 市長は、補助対象事業者、その他補助事業の関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、不正の内容、補助対象事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。
 - (4) サテライトオフィス等の開設後3年以内に、正当な理由なく、当該事業場における 事業を休止し、又は廃止したとき。
 - (5) 廃業及び倒産等により補助事業の実施が客観的に不可能となったとき。
 - (6) 補助対象事業者が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (7) その他の補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
 - (8) その他、市長が補助事業として不適切と判断したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返環)

- 第19条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業 の取消しに係る部分に関し、既に補助対象事業者に補助金が交付されているときは、期限 を定めてその返還を命ずることができる。
- 2 前項の補助金の返還期限は、当該返還を命令された日から起算して20日以内とし、返還 に係る手続は、所定の納付書によりその期日を指定して行う。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第20条 市長が第16条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助対象事業者は、当該命令に係る補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額(一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 市長が補助金の返還を命じた場合において、補助対象事業者が定められた納期日までに これを納付しなかったときは、補助対象事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数 に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の 場合を除く。)を納付しなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間については365日の割合とする。 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(申請期限の特例)

2 この要綱の施行の日から令和4年4月30日までの間における第6条第1項の規定の適用 については、同条中「着手しようとする日の30日前」とあるのは、「着手しようとする日」 とする。 今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 今治市長

(申請者) 所 在 地 名 称 代表者氏名

今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金の交付を受けたいので、今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

<u>円</u>(※千円未満切捨て)

経費区分	事業場の内装の改修に要する経費	円
	情報通信システムの導入に要する経費	円
	開発研究に資する機器の購入に要する経費	円
	事業場の用に供する建物の賃借に要する経費	<u>円</u>
	通信回線の使用に要する経費	<u>円</u>
	情報通信システムの保守及び使用に要する経費	円

添付資料

- (1) 事業計画書(別紙)
- (2) 経費の明細を記載した書類

交付申請額

- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 定款又は寄附行為
- (5) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 事業者概要

企 業 名		
所 在 地	₸	
(本社)		
電話番号	()	
代表者氏名		
設立年月日		従業員数
事業内容		
	事務担当者氏名	
連絡先	電話番号	
	E-MAIL	

2 新規開業する事業場等の概要

名称	
住 所	
電話番号	
業種	
主たる業務内容	
補助事業の実施期間(予定)	年月日 ~ 年月日
開設年月日(予定)	年 月 日
常 駐 者 数 (予定)	人
サテライトオフィス等におけ	
る主な事業内容	

3 労働者の雇入れに関する計画

		充	足 方	法
部門の区分	操業に要する労働者の人数	今治市の区域外の 事業場から新たに 転入する者の数	新たに雇い入れる 常用労働者の数	採用(予定)年 月 日
管 理 部 門	人	人	人	
事 務 部 門	人	人	人	
合計	人	人	人	

4 その他参考となる事項

L		

誓約 書

年 月 日

(宛先) 今治市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 1 交付申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等はありません。
- 2 サテライトオフィス等の開設後、3年以上は事業を継続いたします。
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項 に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接 客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団ではありません。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 6 法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力 団員ではありません。
- (注) 「役員等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」 をいう。
- 7 次のいずれかに該当するものではありません。
 - (1)暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
 - (2)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって 暴力団を利用するなどしているもの
 - (3)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (4)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - (5)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの
 - (6)財産を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするものではありません。
- (注)「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。

人》上北人到日佐	
今治市指令記号第	7

	- 1		1 - 1	
마	r 7.	됴	+#1	ı
17	l 1L	L	711	ì

事業者名

代表者職氏名

様

今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金について次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

今治市長 印

1 交付決定額 円 (※千円未満切捨て)

 事業場の内装の改修に要する経費
 円

 情報通信システムの導入に要する経費
 円

 開発研究に資する機器の購入に要する経費
 円

 事業場の用に供する建物の賃借に要する経費
 円

 通信回線の使用に要する経費
 円

 情報通信システムの保守及び使用に要する経費
 円

2 交付の条件

- (1)補助事業の内容等に変更がある場合は、市長の承認を受けること。
- (2)補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3)補助事業を中止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。

- (4)この補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。
- (5)この補助金の使途が申請の目的に違反すると認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。この場合には、今治市補助金交付規則に基づく加算金及び延滞金を併せて支払わなければならない。
- (6)この補助金の使途については、今治市監査委員の監査を受けることがある。
- (7)補助事業終了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならない。
- 3 当該交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができます。

今治市指令記号第 号

所在地

事業者名

代表者職氏名

様

今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助 金の交付について、次の理由により交付しないものと決定したので通知します。

年 月 日

今治市長印

交付しないことと決定した理由

年 月 日

(宛先) 今治市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付申請撤回届出書

年 月 日付けで交付申請書により交付申請した今治市サテライトオフィス等誘致 促進事業費補助金については、交付申請を撤回することとしたので、今治市サテライトオフィ ス等誘致促進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

撤回の理由

年 月 日

(宛先) 今治市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金変更承認申請書

今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記の とおり、事業計画を変更したく、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

- ※補助事業の変更部分を分かりやすく記載すること。
- ※必要に応じて、変更後の事業計画書を添付すること。
- ※変更内容等を証明できる書類がある場合は、その書類を添付すること。

今治市指令記号第	号
7 10 11 11 11 11 7 7 77	7

所在地

事業者名

代表者職氏名

様

今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更申請について次のとおり承認したので 通知します。

年 月 日

今治市長印

- 1 変更承認の内容
- (1)変更前
- (2)変更後

別記様式第8号(第10条関係)

今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金中止届出書

年 月 日

(宛先) 今治市長

(申請者) 所 在 地名 称代表者氏名

今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、事業計画に記載したすべての事業を中止したく下記のとおり届け出ます。

記

中止の理由

今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金実績報告書

年 月 日

田 (※千田未満切捨て)

(宛先) 今治市長

1 補助全宝績報告額

(申請者) 所 在 地名 称代表者氏名

今治市サテライトオフィス等誘致促進事業補助金の交付を受けたいので、今治市サテライトオフィス等誘致促進事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

111-0/3 372 0 < 1/19		(/•// 1 1 1/1/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11
	事業場の用に供する建物の賃借に要する経費	<u>円</u>
経費区分	通信回線の使用に要する経費	<u>円</u>
	情報通信システムの保守及び使用に要する経費	
	事業場の内装の改修に要する経費	円
	情報通信システムの導入に要する経費	
	開発研究に資する機器の購入に要する経費	

添付資料

- (1) 補助実績内訳書(別紙)
- (2) 雇用保険加入者一覧表及び新規雇用常用労働者の雇用を確認できる書類
- (3) 新規雇用常用労働者の住民票の写し
- (4) 補助金を受けようとする経費の実施状況等が確認できるもの (図面・写真等)
- (5) 補助金に係る経費の支出に関する証拠書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

補助実績内訳書

1 事業者概要

企 業 名		
所 在 地	Ŧ	
(本社)		
電話番号	()	
代表者氏名		
設立年月日		従業員数
事業内容		
	事務担当者氏名	
連絡先	電話番号	
	E-MAIL	

2 新規開業した事業場等の概要

名称	
住所	
電話番号	
業種	
主たる業務内容	
開設年月日	年 月 日
常駐者数	人
サテライトオフィス等におけ	
る主な事業内容	

記号第 号

年 月 日

所在地

事業者名

代表者職氏名

様

今治市長

今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金額確定通知書

年 月 日付け今治市指令記号第 号で交付決定を行った補助金については、 年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその額を確定したので通知する。

記

確 定 額 金

円

今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 今治市長

(申請者)所 在 地名 称代表者氏名

年 月 日付け今治市指令記号第 号により補助金交付の決定を受けた、今治市サテライトオフィス等誘致促進事業補助金を、次のとおり請求します。

- 1 補助金交付請求額 金 円
- 2 口座振替依頼書

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協		店・支店 その他 ()
預金種目	普通預金・当座預金 その他()	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		

今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金概算払請求書

年 月 日

(宛先) 今治市長

(申請者)所 在 地名 称代表者氏名

年 月 日付け今治市指令記号第 号で補助金の交付決定のあった事業について今治市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

交付決定通知額(A)	円
概算払受領済額(B)	円
今回請求額(C)	円
残額 (A-B-C)	円

※ 口座振替依頼書

金融機関	銀行・信用金庫信用組合・農協		店・支店 その他 ()
預金種目	普通預金・当座預金 その他()	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		